

## 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認するための書類一覧

関係書類	内 訳	内 容
雇用保険の加入関係書類  ○加入義務があれば1～2のいずれかを添付、加入義務がなければ3を添付	1 労働局等に納付の場合	労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書のコピー(原則、申請日から直近の1回分) ※分納の場合は、最低1期分を添付
	2 業者区分「工事」に登録する場合	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審」という。)のコピー ※ 経審の雇用保険加入の有無の欄が「有」又は「除外」となっているコピーを添付した場合は、1の書類は不要 ※ 「工事」のほかに「コンサル」、「一般委託」、「物品」も登録する場合で、2に該当すれば、1の書類は不要 ※ 経審の加入の有無の欄が「無」で、その後雇用保険に加入した場合は1の書類を添付
	3 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付
健康保険の加入関係書類  ○加入義務があれば1～3のいずれかを添付、加入義務がなければ4を添付  ※下記の注意事項をご確認ください。	1 年金事務所又は健康保険組合に加入の場合	年金事務所又は健康保険組合発行の保険料の領収書のコピー
	2 建設国保組合に加入の場合	建設国保加入証明書(申請日から1ヶ月以内の原本)
	3 業者区分「工事」に登録する場合	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審」という。)のコピー ※ 経審の内容が次のものをコピーし添付した場合は、1、2の書類は不要 旧経審の場合:健康保険及び厚生年金保険加入の有無の欄 が「有」又は「除外」となっているもの 新経審の場合:健康保険加入の有無の欄が「有」又は「除外」となっているもの。 ※ 「工事」のほかに「コンサル」、「一般委託」、「物品」も登録する場合で、3に該当すれば、1、2の書類は不要 ※ 経審の加入の有無の欄が「無」で、年金事務所で適用除外の承認を受け、建設国保組合に加入の場合は、2の書類を添付 ※ 経審の加入の有無の欄が「無」で、その後健康保険に加入した場合は1の書類を添付 ※ 新経審とは平成24年5月1日に審査基準が改正され、同年7月1日から施行されたものです。
	4 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付

厚生年金保険の加入関係書類	1 年金事務所に加入の場合	厚生年金保険料の領収書のコピー
<p>○加入義務があれば1～2のいずれかを添付、加入義務がなければ3を添付</p> <p>※下記の注意事項をご確認ください。</p>	2 業者区分「工事」に登録する場合	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審」という。)のコピー</p> <p>※ 経審の内容が次のものをコピーし添付した場合は、1の書類は不要。</p> <p>旧経審の場合：健康保険及び厚生年金保険加入の有無の欄</p> <p>が「有」又は「除外」となっているもの</p> <p>新経審の場合：厚生年金保険加入の有無の欄が「有」又は「除外」となっているもの</p> <p>※ 「工事」のほかに「コンサル」、「一般委託」、「物品」も登録する場合で、2に該当すれば、1の書類は不要</p> <p>※ 経審の加入の有無の欄が「無」で、その後厚生年金保険に加入した場合には、1の書類を添付</p> <p>※ 新経審とは平成24年5月1日に審査基準が改正され、同年7月1日から施行されたものです。</p>
	3 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付

**【注意事項】**

○健康保険、厚生年金保険の領収書のコピーについては、原則、申請日から3ヶ月以内の領収書のうち最新のものを添付してください。

○領収書のコピーは、保険料の支払いが確認できる下記書類等のいずれかを添付してください。

①領収印が押された領収書

②口座振替した場合の領収済通知書(領収済通知書は「保険料△△△△円を金融機関から口座振替により受領しました。日付、印」が記載されているものです。様式は健康保険組合等により異なります。)

③口座振替又はネットバンキングの場合は、納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピーを併せて添付してください。(通帳の写しの不要な部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません。)